

SOLEIL

弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所

NewsLetter

2024.1

Vol.32

生成AIのリスクとは？





明けましておめでとうございます。本年も美容健康業界向けの情報を発信してまいりますので、丸の内ソレイユ法律事務所を何卒宜しくお願い致します。また、この度の令和6年能登半島地震で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、皆様の安全と被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

1月のニュースレターのテーマは、生成AIをビジネスで利用した際の注意点についてです。去年はChatGPT等の生成AIが一気に普及した1年でしたが、セキュリティや著作権の問題等、AIをどこまで活用してよいか、ルールまではまだ十分に周知されていないのが現状かと存じます。今ニュースレターではChatGPT等の生成AIをビジネスで利用する際の注意点を福永弁護士が解説いたします。

～今月のテーマ～

ChatGPT等AIを利用したビジネスを行う際の注意点



弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所
弁護士 福永 敬亮

Executive Summary

1. はじめに
2. 個人情報・営業秘密の漏洩（入力場面）
3. 法規制に反する表現等（出力場面）
4. まとめ

1 はじめに

ChatGPTは、アメリカのOpenAI社が開発し、2022年11月にリリースされた会話型のAIサービスです。

これまでのAIと違い、人間のように文脈を理解して自然な返答ができる対話型の生成系AIで、全世界に爆発的に広まっています。

2023年の1年間で、ビジネスに

ChatGPTを活用するようになったという企業の皆様からの声も多く聞くようになりました。一方で、ChatGPTのリスクも色々と指摘されるようになりました。

そこで、今回は、企業がChatGPT等の

生成AIをビジネスで活用する際の注意点について、解説したいと思います。

2 個人情報・営業秘密の漏洩（入力場面）

ChatGPTは、チャット画面に質問や命令等を入力すると、これに対して対話形式で回答を自動で生成してくれるというものです。調べ物のきっかけとして活用するのはもちろん、お客様からの問合せに対する回答案の作成やメールの作成、レポートの作成、戦略の提言など、様々な活用の仕方が想定されます。

ChatGPTを活用する際、前記のとおりチャット画面に質問や命令を入力する必要があります。その一方で、それはすなわちOpenAI社に情報を提供していることにもなり得ます。

そのため、情報の管理という観点から、チャットに入力する際に注意が必要になります。

例えば、企業の有する個人情報は、その利用目的の範囲内で利用しなければならず、目的外利用をする場合には本人の同意を得る必要があります（個人情報保護法18条1項、2項）。また、ChatGPTに個人情報を入力することが、個人情報の第三者提供に該当する可能性もあります（個人情報保護法27条）。そのため、ChatGPTに安易に個人情報を入力しないようにしなければなりません。



また、取引先企業と秘密保持契約を締結している場合には、ChatGPTに合意した機密情報を入力しないよう注意する必要があります。どうしても業務上入力する必要がある場合には、事前に秘密保持契約にその旨を明記しておいた方がよいでしょう。

さらに、他者(他社)の情報だけではなく、自社の営業秘密に当たる情報についても注意が必要です。不正競争防止法上の「営業秘密」として保護されるには、秘密管理性や非公知性などの要件を満たす必要があります。

安易にChatGPTに企業の情報を入力すると、不正競争防止法上の「営業秘密」として法的な保護の対象とならなくなってしまう可能性もあるので、注意が必要です。

3 法規制に反する表現等(出力場面)

ChatGPTで出力した内容を活用する場合においても、注意が必要です

例えば、ChatGPTに商品の広告文の作成を命令し、ChatGPTが生成した回答を実際の広告文に活用しようとする場合、当該広告文の内容が景品表示法や薬機法に抵触しない表現になっているかは、改め

て確認する必要があります。ChatGPTが生成した内容だからといって、広告主の責任が免責されるわけではありません。

また、当然ながら、他者の商標や著作権、名誉やプライバシーを侵害する内容の生成物についても、活用はできません。

なお、ChatGPTの生成物に著作物性が認められるか(著作権として保護されるか)も問題になりますが、今のところ、ChatGPTに指示や命令を入力した人による創作的寄与は認められず、原則として著作物に当たらないと考えられています。

4 まとめ

今回は、企業がChatGPTを活用する際に注意しなければならない点を、法律の観点から解説いたしました。企業内でChatGPTを活用する際は、社内ルールを定めて周知する必要がありますでしょう。

AIは、まだまだ様々な活用の可能性を秘めており、今後ますます発展していく分野かと思えます。そのため、今後、新たな法規制などにも注視していく必要があるでしょう。

イベント出展・セミナー情報



【イベントブース出展】

健康博覧会 2024

会場：東京ビッグサイト 東ホール

2023年2月20日～22日 10:00～17:00

健康博覧会において弊所は3日間ブース出展・セミナー登壇をしており、セミナー終了後にはブースに弁護士が待機しております。当日ブースではノベルティを配布予定ですので、ご相談事ございましたらお気軽にお立ち寄りください。

イベントへの入場には事前登録が必要です。セミナーの聴講は先着順となっております。詳細はイベントHPよりご確認ください。

【イベント会場セミナー】

薬機法広告規制の基礎～健康食品を例に弁護士が解説～

2月20日(火) 14:00～14:20 P会場

講師：弁護士 柳澤 里衣

健康食品販売に関する関連法規ポイント解説と最新事例

2月21日(水) 11:40～12:30 S会場

講師：弁護士・薬剤師 小池 章太

大麻取締法改正とCBDの取り扱い

2月22日(木) 13:00～13:20 P会場

講師：弁護士・薬剤師 小池 章太

執筆者紹介

弁護士 福永 敬亮

【学歴】

神奈川県立上郷高等学校 卒業

青山学院大学法学部法学科 卒業

早稲田大学大学院法務研究科 中退

【職歴】

平成 25 年 神奈川県庁 入庁

令和 元年 丸の内ソレイユ法律事務所 入所

平成 25 年 4 月、神奈川県庁へ入庁。神奈川県庁にて環境行政や税務行政に従事した後、弁護士となり、令和元年より弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所入所、現在に至る。

ヘルス&ビューティーチームとして、広告表現セミナー講師や広告審査を数多く担当。顧問弁護士を務める企業に対するリーガルサービスを行っている。

広告審査サービス

スポット広告審査 A4 1枚 11,000 円



広告審査内容

リスク度、修正案、修正理由

リスク度は4段階で表現

☆、★、★★、★★★★

星が多くなるほどリスク高

作業優先、1枚当たりの審査費用がお安くなる

「顧問プラン」もご用意しております。

チラシ1枚からスポットでご依頼頂けますのでお気軽にお問い合わせください。

医療機器該当性コンサルティング

取扱商品が「医療機器」に該当するかどうか相談したい、というご相談が多くなってきております。

海外から美容機器を輸入しようとしているが、税関で止まってしまうか心配というご相談や、大手ネット・ショッピングモールに出品、もしくは大手百貨店・量販店の実店舗へ出品する際に、広告表現の指摘を受けたり、医療機器で無い証明を求められたりした、というご相談です。弊所では弁護士が貴社の商品やホームページを拝見し、医療機器に該当する危険性や確認すべき行政機関、ビジネスリスク等をアドバイスさせていただきます。

※あくまでも判断は行政が行うものになりますので、申請やビジネスに対するアドバイスとなります。

【相談料】

30分／11,000 円

ZOOMでのオンライン相談も可能です。

※初回から料金が発生いたします

※美容機器の広告表現のみのご相談は初回 30 分無料

おすすめスポットプラン

新規事業立ち上げ支援 330,000 円～

美容健康分野新規事業立ち上げの際のリーガルサポートプランです。新規ECサイト開設に必須の法律文書作成、取扱商品への法的アドバイス、届出・申請等のアドバイスを弁護士が行います。

広告審査内製化支援 330,000 円～

弁護士が貴社商品の広告審査マニュアル(NG表現集)を作成し、広告審査の内製化を目指すプランです。マニュアル完成後は社内セミナーを行い知識の定着まで行います。

無料相談のご案内

美容健康広告審査、利用規約、最終購入確認画面のチェック等、その他企業法務に関するご相談は初回 30 分無料でご相談を承っております。

【お問い合わせフォームはこちら】

<https://www.health-beauty-soleil.jp/contact/>

TEL : 03-5224-3801 E-mail : office@maru-soleil.jp